

# 千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議設置要綱

平成18年4月28日制定  
平成19年4月1日改正  
平成21年2月3日改正  
平成25年4月8日改正  
平成27年3月26日改正  
平成28年4月1日改正  
令和2年8月5日改正

## (目的)

第1条 県は、社会福祉事業のサービスの質を事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」（以下「第三者評価」という）及び介護サービスの利用者がサービスを選択するための「介護サービス情報の公表」（以下「情報公表」という。）事業を推進し、もって福祉サービスの向上と利用者の良質なサービスの選択を支援するために千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 第三者評価項目、第三者評価基準の策定、改定。
- (2) 第三者評価調査員の研修。
- (3) 第三者評価機関の認証基準の改定。
- (4) 第三者評価・情報公表事業の普及・推進。
- (5) 第三者評価・情報公表事業に関する苦情等への対応。
- (6) その他、第三者評価・情報公表の推進に関すること。

## (構成)

第3条 推進会議は、座長、委員をもって構成する。

## (座長)

第4条 座長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

2 座長は、会務を総括し、会議を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、児童家庭課長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、障害福祉事業課長及び健康福祉指導課長の職にあるものを充てる。

2 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、以下の各号に該当する場合は、第三者評価・情報公表の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、学識者、福祉（介護）サービス事業者、従事者、利用者、第三者評価機関、福祉関係団体及び行政機関等から意見を聞くことができる。

(1) 第三者評価項目、基準の策定、改定を行うとき。

(2) 第三者評価調査員等の養成研修カリキュラム等の策定、改定を行うとき。

(3) 第三者評価機関の認証基準の改定を行うとき。

(4) その他、座長が、専門的見地からの意見聴取が必要と認めたとき。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、健康福祉指導課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月8日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。